

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税賦課徴収関連事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御嵩町は、地方税賦課徴収関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

御嵩町長

公表日

平成29年6月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課徴収関連事務
②事務の概要	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及び町税条例の規定に基づき、納税者からの申告又は調査等により賦課徴収を行う。</p> <p>また、納付額が課税額よりも多い場合は、超過額を還付し、納税者からの納付がない場合又は納付額よりも少ない場合は、督促を行った後、滞納整理を行う。</p> <p>その他、納税者等からの申請に基づき、税情報から課税証明書、所得証明書等を発行する。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)では、別表第1の16の項の規定のとおり、納税者からの申告情報、届出及び調査等による課税事務(個人町民税、軽自動車税、固定資産税)、収納及び課税情報による収納、還付、充当等を行う収納事務、滞納情報による督促状等の送付及び滞納整理を行う滞納整理事務、納税者の申請に基づき口座振替処理を行う口座管理事務に個人番号を利用する。</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第2の規定に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	総合行政情報システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、滞納整理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 番号法第9条第1項及び別表第1 16の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 27の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2 (主務省令における情報照会の根拠) 第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長	税務課長 中村 治彦
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	御嵩町(総務部総務防災課行政管財係) 可児郡御嵩町御嵩1239番地1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	御嵩町(総務部総務防災課行政管財係) 可児郡御嵩町御嵩1239番地1

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

